

最高裁平成七年（行ツ）第一一二号、一〇・一・二二判決

判 決

上告人 株式会社ヒノヤタクシー

被上告人 岩手県地方労働委員会

右補助参加人 全国自動車交通労働組合連合会岩手地方本部盛岡支部ヒノヤ分会

右当事者間の仙台高等裁判所平成五年（行コ）第一一号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成七年一月二六日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

（主文）

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

（理由）

上告代理人 Y1 の上告理由について

原審の適法に確定した事実関係の下においては、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、独自の見解に基づき原判決を論難するものであって、採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷